

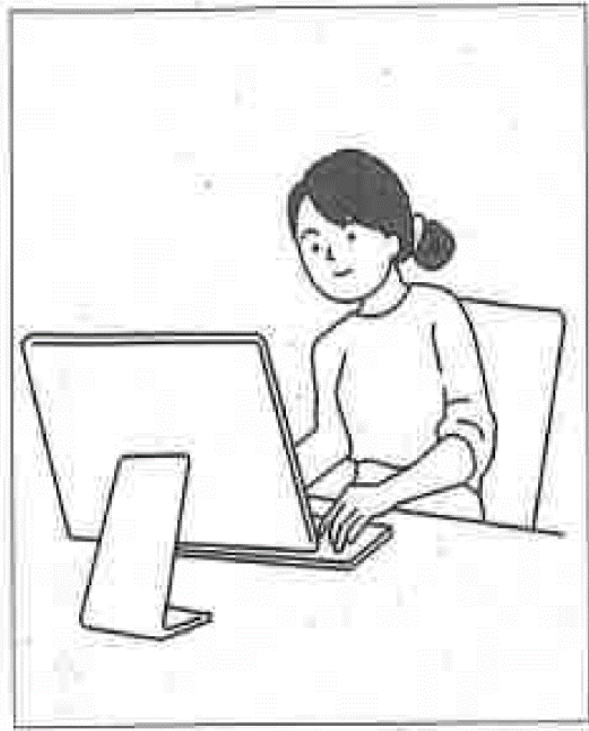


Q 今は会社に勤めています。退職後は独立して一人で事業をする予定です。フリーランスのための法律ができたと聞きました。どの

ような内容ですか。

A 近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方で発注事業者との間で、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更された」等のトラブルが問題となっています。

このような状況を改善



フリーランス・事業者間取引適正化等法11月施行

し、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が11月から施行されます。

この法律は、①フリーランス・発注事業者間の取引の適正化②フリーランスの方の就業環境の整備を図る―ことを目的としています。

内容としては①取引適正化の観点から、「書面等による取引条件の明示」「報酬支払期日の設定・期日内の支払い(発注物品

等の受領から60日以内)」「発注業者の禁止行為(受領拒否、受領後の返品、報酬の減額等)」が定められています。

また、②就業環境の整備の観点から「募集情報の確表示」「育児や介護と業務の両立に対する配慮」「ハラスメント対策に関する体制整備」「中途解除等の事前予告(30日前の予告義務)および理由開示」についても義務として定められています。

厚生労働省HPに法律の説明動画やパンフレット等掲載されていますのでご覧ください。

鳥取労働局雇用環境・均等室
 厚生労働省
 電話0857 (29) 1709
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>